

建築工事検査技術基準

平成 16 年 6 月 25 日 制 定

(目的)

第 1 この技術基準は、市長が行う建築工事（建築設備工事を含む。以下「工事」という。）の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適正な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第 2 検査は、検査の種類に応じ、契約図書に基づき、出来形及び仕様について、適否の判定を行うものとする。

(材料検査)

第 3 材料検査は、「営繕工事監理基準」に基づき行うものとする。

(出来形検査)

第 4 出来形検査は、当該工事の完了した出来形並びに加工、組立て及び取付けられた結果について行うものとする。

第 5 現地に搬入された工事材料で検査に合格したもの又は工場等で製品検査に合格したもので、他に利用が困難なものは出来形部分とみなすことができる。

(中間検査)

第 6 中間検査は、「建築工事中間検査基準」に基づき、適否及び出来ばえについて判定を行うものとする。

(しゅん功検査)

第 7 しゅん功検査は、別表第 1（建築工事）別表第 2（電気設備工事）別表第 3（機械設備工事）に基づき、適否及び出来ばえについて判定を行うものとする。

(部分引渡しの検査)

第 8 契約図書において、部分引渡しを指定した部分の検査は、第 7 のしゅん功検査の規定に準じて行うものとする。

附 則

この技術基準は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1（建築工事）

建築に関するしゅん功検査は、次の事項について行うものとする。

1．共通事項

- (1) 各部の形状、寸法及び数量を確認する。
- (2) 各部の施工方法及び仕上材を確認する。
- (3) 各部の施工精度及び納まりについて検査する。
- (4) 明視できない部分は、報告書、試験成績書、記録写真及び監督員の資料等により確認する。
- (5) 建物の周囲及び内部の後片付け及び清掃について検査する。

2．工事別事項

工 事 区 分	検 査 項 目	備 考
(1)地業工事	杭長、杭径、本数及び支持力	
(2)鉄筋工事	鉄筋の強度 配筋状態	
(3)ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	ｺﾝｸﾘｰﾄの調合及び強度 型枠材料及び精度 ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し面	
(4)鉄骨工事	鉄骨の材質及び強度 接合部の精度	
(5)組積工事	目地の充填	
(6)防水工事	漏水の有無 シーリング部の接着	
(7)木工事	材質及びきづ	
(8)屋根工事	漏水の有無	
(9)金属工事	手摺等の固定度	
(10)左官工事	仕上り面の不陸、こてむら、き裂、浮き等	
(11)建具工事	開閉、建付及び戸締り 金属製建具枠周囲の防水処理 木製建具の反り	
(12)ガラス工事	固定状況	
(13)塗装工事	塗り回数 刷毛むら、色むら、たまり等	
(14)内装工事	床材の不陸、浮き、目違い等 壁、天井板の反り、目違い等 紙、布張りのしわ、ふくれ等	
(15)排水工事	排水管の通水	
(16)植栽工事	適宜決定する	
(17)雑工事	適宜決定する	

備考) この基準に記載されていないもの及びこの基準により難しいものは、検査員の判断により適宜決定する。

別表第2（電気設備工事）

電気設備に関するしゅん功検査は、次の事項について行うものとする。

1．共通事項

- (1) 機器全般について所要の性能試験を実施し、関連調整を要する工事については、これらの機器を総合した性能試験を行い、設計図書どおりの効果を確認する。
- (2) 各部の構造、形状寸法、数量、配置等の確認並びに管理上の保安について適否確認する。
- (3) 関係官公庁、材料メーカー等が行った検査、試験及び明視できない部分等は、報告書、試験成績書、記録写真等により確認する。
- (4) 地下埋設工事に関連する整地、残土処理、路面復旧等が完全に行われているか確認する。
- (5) 関係法令、条例、規則に基づく手続きの確認をする。

2．工事別事項

工 事 区 分	検 査 項 目	備 考
(1)屋内配線工事 配線工事 配管工事	配線の支持方法 配線の色別 端末処理 電線の接続 開閉器及び配線器具等への接続 管路のふ設状況 電線管の接続状態 支持間隔及び取付状態 配管の屈曲 配管に必要なボンド線取付 管端の保護 ボックス等の位置及び取付状態 塗装状態	
(2)外線工事 架 空 地 中	建柱及び装柱状態 電線相互及び他の工作物との隔離状態 支持間隔及び取付状態 ハンドホールの仕上、防止状態 管路等の接続状態	
(3)ケーブル工事	支持間隔及び取付状態 端末処理 ケーブルの接続状態	
(4)ダクト外工事	ダクト内部の仕上状態 ダクトにおける配管方法	
(5)発電設備工事 キュービクル トランス 発電機	母線相互の隔離及び配線状態 施錠装置及び危険表示板等の取付状態 計器、機器類と電路との接続状態 変圧器等の油量及び作動状態 発電機の振動、共振、異音発熱状態	
(6)電灯、コンセント、 動力工事	配線と器具類との接続状態 取付位置及び取付状態 点灯状態 器具の塗装、汚損 スイッチ及びコンセントの容量	

	作動及び保護装置 機器への接続及びリード線の納まり	
(7)配分電盤工事	結線と外観及び塗装 内部配線状態及び清掃 盤及び内部機器の銘板の有無 結線図の有無 盤内の過熱、ゆるみ、断線、汚損 取付及び据置状態	
(8)弱電設備工事 火災、放送 テレビ共聴 電話	取付位置及び取付状態 配線と器具類との接続状態 作動及び機能 器具類の仕上及び汚損 通話状態	
(9)接地設備工事	接地極及び位置 接地線の保護状態 各種接地の適否 埋設箇所の表示の有無	
(10)避雷設備工事	突針、導線の位置及び取付状態 導線の支持間隔 接地線の状態	
(11)昇降機設備工事	別に定めるところによる	

備考) この基準に記載されていないもの及びこの基準により難しいものは、検査員の判断により適宜決定する。

別表第3（機械設備工事）

機械設備に関するしゅん功検査は、次の事項について行うものとする。

1. 共通事項

- (1) 機器全般について所要の性能試験を実施し、関連調整を要する工事については、これら機器を総合した試験を行い、設計図書どおりの効果を確認する。
- (2) 各部の構造、形状寸法、数量、配置等の確認並びに管理上の保安について適否を確認する。
- (3) 関係官公庁、材料メーカー等が行った検査試験及び明視できない部分等は、報告書、試験成績書、記録写真等により確認する。
- (4) 地下埋設工事に関連する、整地、残土処理、路面復旧等が完全に行われているか確認する。
- (5) 関係法令、条例、規則に基づく手続申請等の確認をする。
- (6) 各種配管工事について、次の項目の適否を確認する。
 - ア 壁、床、梁等貫通箇所の施工状況
 - イ 管の伸縮処置と支持固定の適否
 - ウ 配管勾配の適否
 - エ 泥溜り、空気溜り部分の施工状況
 - オ クロスコネクションの有無
- (7) 断熱と塗装の確認
 - ア 給排水消火管等には有効な凍結又は結露防止措置がしてあるか確認する。
 - イ 冷暖房及び給湯配管並びに機器類には仕様書による断熱施工が行われているか確認する。
 - ウ 防錆、仕上げ塗装状況と色分け等の標示状況

2. 工事別事項

工事区分	検査項目	備考
衛生設備工事		
(1)給水設備工事	水圧、水量等の確認 飲料用給水タンクの連絡、配管、液面制御、警報装置及び基礎の適否並びに内部清掃状況	
(2)排水設備工事	合流式と分流式の区分及び通水の確認 排水ますと接続排水管の関係及び泥留、深さ等の適否 間接排水を要する機器の排水口空間と防虫措置の適否	
(3)衛生器具設備工事	器具類の取付状況 ひび割れ、きずの有無 通水、溢水、排水状況及び漏水の有無	
(4)消火設備工事	消火器具の取付状況 加圧送水装置構成の確認 放水試験	
(5)給湯設備工事	安全装置と機能の確認 給沸機器に対する換気の適否	

(6)ガス設備工事	<p>管の気密試験 器具の点火試験 液化ガス発生装置の施工状況 燃焼機器周辺の防火装置及び給排気の状況</p>	
(7)汚水処理設備工事	<p>仕上状況 各機器の作動状況 各そうの水位及び通水の確認及び漏水の有無</p>	
(8)ポンプ設備工事	<p>据付、運転状況及び標準付属品の適否 フートバルブの操作ワイヤーの確認 コンクリート基礎及びグランド排水処理の適否</p>	
空気調和設備工事		
(1)機器設備工事	<p>機器の据付及び運転作動状況 保安及び測定装置の作動状況 自動制御装置の作動確認 異常な騒音、振動、発熱等の有無 取扱、運転管理についての表示の適否</p>	
(2)風道設備工事	<p>風道の気密性の確認 風道補強、支持の適否 異常な騒音、振動等の有無 機器の取付状況 風量、風速、気流の分布状況 防火、防煙区画の貫通ヶ所の施工状況</p>	
(3)ポンプ設備工事	<p>衛生設備工事に準ずる</p>	

備考) この基準に記載されていないもの及びこの基準により難しいものは、検査員の判断により適宜決定する。